

調整区域ではない
(都市計画法)

はい

いいえ

開発指導課 と協議して下さい

※協議後、住宅宿泊事業が可能な場合は、「調整区域ではない」画面で「はい」を選択してください。

**住宅宿泊事業法の届出要件を
満たしていません**

180日以内の営業 (法2-3)

はい

いいえ

**旅館業法のフローチャートを
確認してください**

台所、洗面設備、便所、浴室
あり(規則1)

はい

いいえ

生活の本拠として使用
(規則2-①)

はい

いいえ

入居者の募集が行われている(規則2-②)※1

※1(ガイドライン2-1-(3)-①)

募集の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真その他の入居者の募集が行われていることが分かる書類の添付が必要。

はい

いいえ

随時その所有者、賃借人又は 転借人の居住に供される (規則2-③)※2

※2(ガイドライン1-1-(1)-②、2-1-(3)-①)

・随時居住とは：純然たる生活の本拠としては使用していないものの、その所有者等により随時居住の用に供されている家屋。また、当該家屋は、既存の家屋において、その所有者等が使用の権限を有しており、少なくとも年1回以上は使用しているものの、生活の本拠としては使用していない家屋。なお、居住といえる使用履歴が一切ない民泊専用の新築投資用マンションは、これに該当しない。

(具体例)

別荘等季節に応じて年数回程度利用している家屋／休日のみ生活しているセカンドハウス／転勤により一時的に生活の本拠を移しているものの、将来的に再度居住の用に供するために所有している空き家／相続等により所有しているが、現在は常時居住しておらず、将来的に再度居住の用に供することを予定している空き家／生活の本拠ではないが、別宅として使用している古民家

・届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し、その他居住の用に供されていることを証明する書類の添付が必要。

はい

いいえ

建物登記あり(規則4-4-①-ニ)

増築部分が未登記であっても届出住宅の所有者及び不動産番号が確認できる場合は届出可能(FAQ2-(3)-②))

はい

いいえ

自己所有

はい

いいえ

賃借人、転借人

はい

いいえ

承諾あり
(規則4-4-②-チ・リ)

はい

いいえ

区分所有でない

はい

いいえ

住宅宿泊事業を営むことが
禁止されていない
(規則4-4-③-ヌ・ル)

はい

いいえ

届出者は個人

はい

いいえ

届出者自らが管理業又は管
理業者への委託ができる
(法11)

はい

いいえ

管理業務を自ら行う居室の
数の合計が5以下
(法11-1-①,規則9-2)

はい

いいえ

人を宿泊させる間 不在とならない (法11-1-②,規則9-3)

一時的な不在を除く。

日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間で原則1時間（最寄り店舗の位置や交通手段の状況による場合は2時間程度(ガイドライン2-2-(7)-③))。

はい

いいえ

同じ建築物内、敷地内、
隣接(規則9-4-①)

はい

いいえ

騒音等聞き取ることが出来る
(規則9-4-①)

はい

いいえ

宿泊者名簿の正確な記載を
確保するため、対面を行う
(法8)

はい

いいえ

宿泊者の顔及びパスポートが画像により鮮明に確認できる。かつ、この画像が施設又はその近傍から発信されていることが確認できる。(法8,ガイドライン2-2-(4)-①)

はい

いいえ

非常用照明設備が 設置されている (設置不要の場合を除く) (法6)

建築指導課と協議してください。

はい

いいえ

住宅宿泊事業が可能

※消防法令適合通知の添付をお願いします(法6)

※管轄の消防署と協議・申請してください